病院・診療所の管理者の皆様へ

北海道

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援）のご案内

ワクチンの個別接種にご協力いただいた医療機関の皆様を支援します。

申請書の提出は６月１０日（必着）です

・第 10・11期接種分の締め切りは令和5年6月10日（必着）です！

・**締め切り後の申請については、いかなる理由であっても、受付できません**ので、締め切り厳守でお願いします！

・なお、令和5年度接種分からは、市町村が事業主となります。

事業の内容

・新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施した医療機関に対して、支援金を給付します。

１）第8期（～令和4年10月1日）までの支援金支給要件

１　診療所　①　週 100 回以上の接種を４週間以上実施
⇒　その週の接種回数に対して回数当たり 2,000 円を給付します。
②　週 150 回以上の接種を４週間以上実施
⇒　その週の接種回数に対して回数当たり 3,000 円を給付します。
③　50 回以上／日の接種を実施
⇒　１日当たり 10 万円を給付します。

（※1）同一の週で、週100 回以上の接種と週150 回以上の接種は重複しません。
（※2）週 150 回以上の接種をした週は、週100 回以上の接種をした週として取扱うことができます。
（※3）③は、①、②の要件を満たさない週に属する日に限ります。
（※4）週の考え方は、日曜日から土曜日までとします。

２　病院　①　50 回以上／日の接種を実施
⇒　１日当たり 10 万円を給付します。
②　特別な接種体制を確保し、①を週１日以上実施した週が４週間以上
⇒　①に加えて以下の区分の単価による額を追加で給付します。
医　　師：１人勤務時間１時間当たり 7,550 円
看護師等：１人勤務時間１時間当たり 2,760 円

（※5）「特別な接種体制を確保」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合で、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問いません。
（※6）②は、１週ごと、区分ごとに勤務時間を集計し、週の合計の段階で１時間未満の端数（分）は切り捨てます。
（※7）②の「看護師等」には、歯科医師、薬剤師、検査技師、事務員を含みます。
（※8）週の考え方は、日曜日から土曜日までとします。

2）第９期以降（令和4年10月2日～）の支援金支給要件

1　診療所　①　週 100 回以上の接種を４週間以上実施

⇒　その週の接種回数に対して回数当たり 2,000 円を給付します。

②　週 150 回以上の接種を４週間以上実施

⇒　その週の接種回数に対して回数当たり 3,000 円を給付します。

ただし、週100回または150回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

③　50 回以上／日の接種を実施

⇒　１日当たり 10 万円を給付します。

ただし、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

（※1）同一の週で、週100 回以上の接種と週150 回以上の接種は重複しません。

（※2）週 150 回以上の接種をした週は、週100 回以上の接種をした週として取扱うことができます。

（※3）③は、①、②の要件を満たさない週に属する日に限ります。

（※4）週の考え方は、日曜日から土曜日までとします。

（※5）「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。ただし、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上はできませんのでご留意ください。

- 時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
- 夜　間：１８時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
- 休　日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日。なお、１月２日及び３日並びに１２月２９日、 30日及び３１日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

（注）『本支援に対する時間外・休日の定義は、ワクチン接種費等の時間外・休日の定義とは異なるためご留意ください。』

2　病院　①　50 回以上／日の接種を実施

⇒　１日当たり 10 万円を給付します。

ただし、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

また、本支援の実施期間は令和4年11月末までとなり,12月1日以降は対象外になります。

②　特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週１日以上実施した週が４週間以上

⇒　以下の区分の単価による額を給付します。

医　　師：１人勤務時間１時間当たり 7,550 円

看護師等：１人勤務時間１時間当たり 2,760 円

※②は第8期までと同様の条件となり、医師・看護師等に対する給付は、12月1日以降も引き続き実施します。

（※6）「特別な接種体制を確保」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合で、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問いません。

（※7）②は、１週ごと、区分ごとに勤務時間を集計し、週の合計の段階で１時間未満の端数（分）は切り捨てます。

（※8）②の「看護師等」には、歯科医師、薬剤師、検査技師、事務員を含みます。

（※9）週の考え方は、日曜日から土曜日までとします。

（※10）「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。ただし、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上はできませんのでご留意ください。

- 時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
- 夜　間：１８時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
- 休　日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日。なお、１月２日及び３日並びに１２月２９日、 30日及び３１日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

（注）『本支援に対する時間外・休日の定義は、ワクチン接種費等の時間外・休日の定義とは異なるためご留意ください。』

給付金の対象期間

第 10 期：令和 4 年 12 月 4 日 ～ 令和 5 年　2 月　4 日（9週間）
第 11 期：令和 5 年　2 月 5 日 ～ 令和 5 年　3 月 31 日（8週間）

支援金給付の流れ

①申請書等を作成します。

○ 道のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kfk.html）にアクセスし、申請書等をダウンロードし作成します。

②申請書等を紙媒体で提出します。

○ ①で作成した申請書等に必要に応じて証拠書類（特別な接種体制を確保した病院のみ）を添付して、北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に紙媒体で提出（郵送）します。

③北海道が申請内容を確認後、支援金が給付されます。

○北海道が申請内容を確認後に給付を決定し、国保連から支援金が振り込まれます。

申請に必要な書類と様式の入手方法

- 申請に必要な書類は以下のとおりです。
  ① 支援金給付申請書（別記様式３）
  ② 医療機関情報等入力票（別記様式１）
  ③ 給付申請額内訳（別記様式２）
  ④ 勤務時間報告書（別記様式４）　※特別な接種体制を確保した場合（病院）のみ
  ⑤ 証拠書類（自由様式）　※特別な接種体制を確保した場合（病院）のみ

※ ⑤証拠書類は、特別な接種体制が確認できるもの（シフト表など）とします。
※ 申請書とVRSデータを照合した結果、疑義が生じた場合は、実績が分かる資料の提出をお願いすることがあります。

- ①、②、③、④は北海道のホームページからダウンロードできます。
  【北海道のホームページ】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kfk.html

申請書等の記入項目

医療機関情報等入力票（別記様式１）

【入力項目】

① 申請日

② 医療機関コード
③ 名称
④ 病院・診療所(選択)
⑤ 管理者職名
⑥ 管理者氏名
⑦ 連絡先
⑧ 所在地

⑨⑩ 振込口座の選択
（登録済みの口座か
新規口座かを選んで
「○」をつける）

水色セルに入力してください。

別記様式1

【医療機関情報等入力票】北海道新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援）支援金

①	申請日		給付対象期間	

※入力された情報は本事業のみに用い、その他の目的で使用されることはありません。

医療機関情報

②	医療機関コード（10桁）		③ 名称	
④	病院・診療所			
⑤	管理者職名		⑥ 管理者氏名	
⑦	連絡先	担当部署	担当者氏名	連絡先電話番号	連絡先メールアドレス
⑧	郵便番号		所在地	

振込口座情報

希望する方に「○」を付けてください。

⑨		(1)国保連合会に登録されているコロナワクチン接種費用口座への振込を希望する
⑩		(2)別の口座への振込を希望するので、国保連合会に新規口座登録の手続きを行う

※(2)を選択された方は、手続きを行う必要があるため、別途国保連合会に連絡してください。

【第9期以降は標榜する診療時間の記載が必要になります】

⑪ 休診日（休診の場合は
「休」を選択する）
⑫ 診療時間

※【第10期以降で病院の場合】
診療時間の記載は不要です

(参考)標榜する診療時間

曜日	⑪休診日	⑫ 診療時間
日	休	日曜日は、休日として扱うため、標榜する診療時間の入力はできません。
月		
火		
水		
木		
金		
土	休	土曜日は、休日として扱うため、標榜する診療時間の入力はできません。

備考

⑬ 【第９期以降】時間外等の接種体制を用意
【診療所の場合】時間外、夜間または休日に接種体制を用意した場合「○」を選択する
【病院の場合】令和4年11月末で1日10万円（50回以上/日）の支援は終了しているため、
12月以降「○」の選択は不要です

⑭ 接種回数～各日のワクチン接種回数を入力してください
⑮ 特別な接種体制
⑯ 勤務時間(特別な接種体制のみ)
※（病院のみ該当）
別記様式第４に入力すると自動表示されます

ワクチン接種回数等実績報告

		日	月	火	水	木	金	土
		12／4	12／5	12／6	12／7	12／8	12／9	12／10
共通	時間外等の接種体制の有無	⑬						
	接種回数	⑭						
病院	特別な接種体制	⑮						
	勤務時間	医師 看護師等	医師 看護師等	医師 看護師等	医師 看護師等	医師 看護師等	医師 看護師等	医師 看護師等
		⑯						

給付申請額内訳（別記様式２）

・内訳は「医療機関情報等入力票」の入力情報を基に自動計算されるので、入力項目はありません。

【診療所の場合】週150回以上の週から、週100回以上の週へ変更した方が申請額が多くなる場合があります。一度このセルに「〇」を入力し、ご確認願います。

支援金給付申請書（別記様式３）

【入力項目】

① 文書番号　　医療機関等で番号を用いて管理をしている場合にご活用ください。（入力は任意です）

・申請日、申請者名、給付申請額は「医療機関情報等入力票」の入力情報を基に自動表示されるので、入力不要です。

・表示内容を御確認のうえ、
３．確認事項の（１）及び（２）のどちらかにチェックを入れてください。

勤務時間報告書（別記様式４）

【入力項目】

① 記入年月日
② 月日
③ 区分（選択）
④ 氏名
⑤ 勤務時間（開始）
⑥ 勤務時間（終了）
⑦ 休憩時間

申請書等の提出方法

- 申請書等を印刷し、証拠書類を添付して、国保連に紙媒体で提出します。
- 申請の期間

第１０・１１期 ：令和５年　４月　１日～令和５年６月１０日（必着）

※第1期～第5期（令和3年度分）の申請受付は既に終了しております。
第６期以降で未申請がありましたら、北海道庁ワクチン班個別接種係まで御相談ください。

- 提出は、北海道国民健康保険団体連合会へ「郵送」とします。
- 診療報酬請求等には同封せず、単独で送付してください。
- 封筒の表面に「支援金給付申請書（第〇期） 在中」と記載してください。
- 毎月の締切日は10日締めになります。

【送付先】
〒060-0062　札幌市中央区南２条西１４丁目
北海道国民健康保険団体連合会　予防接種対策本部

※令和5年4月1日より、国保連合会の担当部署名が、「コロナウイルス対策本部」から「予防接種対策本部」に名称変更になります。

【お問い合わせ先】
- 申請書の記入・作成方法等について （国保連 予防接種対策本部まで）
  TEL: 011-211-8896
- 支援事業の内容について（北海道庁ワクチン班 個別接種係まで）
  TEL: 011-206-0359